

京都府地球温暖化対策条例に基づく

# エコカーマイスター講習会

主催：京都府 協力：京都府自動車販売店協会、(一社)京都府自動車整備振興会



日時 令和6年3月1日(金)午後2時~午後3時30分(受付開始:午後1時50分)

方法 オンライン(Zoom)

内容 (1) 講義Ⅰ:「自動車産業を取り巻く現状と電動車普及に向けた施策(仮)」

講師:経済産業省近畿経済産業局 産業部 製造産業課  
課長補佐 前原紀子 氏

(2) 講義Ⅱ:「地球温暖化対策に係る京都府の取組」

講師:京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課

(3) 講義Ⅲ:「京都府における次世代自動車の状況について(仮)」

講師:京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課

(4) 修了試験

対象 自動車を販売する事業者の方(販売員、事業場統括者等)

※京都府地球温暖化対策条例では、前年度に100台以上の新車販売実績のある事業者に  
**エコカーマイスター**の設置を**義務**付けています。

申込 以下の申込フォームよりお申し込みください。(申込期限:令和6年2月26日(月))

申込フォーム:<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=ecocarmeister20240301>

申込フォームは二次元コードからもアクセスできます

※申込受付が完了した方には、資料やZoom接続に必要な情報を  
電子メールにて送付します。

※Zoomの接続設定等をご自身でお願いいたします。



## 「エコカーマイスター」

新車の販売時に、販売員が環境情報等について適切に説明するよう指導・推進を行う者。

京都府では、府民や事業者が総ぐるみで地球温暖化対策に取り組んでいくため、「京都府地球温暖化対策条例」を平成18年4月1日から施行しており、3つの「エコマイスター」の選任・届出の制度を設けています。

このうち、前年度に100台以上の新車を販売された事業者には、販売員が自動車環境情報を適切に説明することを推進する「エコカーマイスター」の選任を義務付けており、これまで1,819名の方が本講習会を受講されています。

「エコカーマイスター」選任済みの事業者におかれましても、  
各事業所単位での選任を目指し、より多くの方の受講をお願いします

義務対象以外の事業者の方も積極的にご参加ください



【申込み・問い合わせ先】

京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課 企画調整係 下村

TEL:075(414)4708 / FAX:075(414)4705 / E-mail:datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

